

電子帳簿保存法改正のポイント

～併せて知っておきたい電子契約の概要と契約書作成の注意点～

昨今、リモートワークの普及を始めとした働き方改革により企業の業務内容や方法の見直しが進み、あらゆる側面で電子化が進んでいます。デジタル庁の動きをみても、今後ますます電子化の流れは加速化するでしょう。その一環で、2021年に「経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上・記録水準の向上」を目的として、帳簿や決算書・請求書など国税関係帳簿・書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することを認める法律「電子帳簿保存法」が改正されました。また、電子契約に関するたくさんの法律改正もあり、今後「電子契約」の需要の高まりも見込まれます。取引先から求められるケースも増えるかもしれません。

そこで今回、電子帳簿保存法改正のポイントを中心に、電子契約書等について分かりやすく解説いたします。この機会に是非ご参加ください。

講座内容

- ▶ 電子帳簿保存法とインボイスとは
- ▶ 気を付けたい関係法令概要
- ▶ 進む企業の電子化と電子契約
- ▶ 電子契約書とは メリットデメリット
- ▶ 電子署名と電子証明書
- ▶ タイムスタンプとは
- ▶ 電子契約書の作り方と契約時の注意点
- ▶ 令和5年度税制改正による変更点 等



講師

行政書士事務所UMCサポート 代表
特定行政書士

いけだ うみ
池田 有美 氏

2004年5月～2015年2月、大手ビジネス資格の専門学校である、大原学園（総務部、社会人課程教務部、専門課程教務部）にて、社会人受講生や専門学生の管理・指導・プラスバンド部の指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何カ国もの国から相談を日々受けている。今までに関与した国は15カ国。現在は、主に外国人雇用テーマの勉強会の講師として各地で活躍中。

- ◆日時 2023年**11**月**17**日（金）午後2時～午後4時
- ◆会場 富士吉田商工会議所 会議室
- ◆受講料 **無料**（どなたでもご参加いただけます。）
- ◆定員 **30名**（先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- ◆対象者 中小・小規模事業者
- ◆お申し込み 下記申込書をご記入頂き、**FAX**にてお申し込みください。

主催・お問い合わせ 富士吉田商工会議所 TEL：0555-24-7111

11月17日（金）開催〈電子帳簿保存法改正のポイント〉セミナー参加申込書

FAX：0555-22-6851

富士吉田商工会議所 行

申込日 令和5年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名		mail	

※お申し込んだいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会議所活動のためにのみ利用させていただきます。